

規制の事前評価書

評価実施日：平成22年2月8日

政策	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案		
担当課	河川局 海岸室 港湾局 振興課	担当課長名	五十嵐 崇博 田邊 俊郎
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【関連条項】 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律 第5条、第9条及び第10条</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低潮線保全区域の指定及び当該区域における行為規制（第5条） ・特定離島港湾施設の周辺の水域の占用の許可等（第9条及び第10条） <p>② 規制の目的</p> <p>国連海洋法条約により、沿岸国は、排他的経済水域及び大陸棚（以下「排他的経済水域等」という。）において天然資源の探査及び開発といった主権的権利等を行行使することができる。我が国周辺の排他的経済水域等は、世界有数の漁場であることに加え、石油・天然ガスの賦存やコバルトリッチクラスト等海底鉱物資源の分布が期待されており、天然資源に乏しい我が国にとってその保全は非常に重要である。</p> <p>排他的経済水域等の限界は、低潮線等からの距離でその範囲が決定される（排他的経済水域は200海里を超えない範囲）ため、その限界を画する基礎となる低潮線の後退や損壊につながるような行為を規制し、排他的経済水域等の保全を図る必要がある。</p> <p>併せて、海底鉱物資源の開発等、排他的経済水域等の利用及び保全に関する活動を促進させるためには、その拠点施設となる特定離島港湾施設の機能を適切に確保することが必要不可欠である。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> a 関連する政策目標 <ul style="list-style-type: none"> 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 b 関連する施策目標 <ul style="list-style-type: none"> 4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する 20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する c 関連する業績指標 — d 業績指標の目標値及び目標年度 — e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 排他的経済水域及び大陸棚の保全及びその利用の促進 		

	<p>④ 規制の内容 「規制の創設」 排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線付近の海域を区域（以下「低潮線保全区域」という。）として指定し、当該低潮線の後退や損壊につながるような海底の掘削や土砂採取等の行為を規制する。【第5条】</p> <p>また、特定離島に設置された港湾の施設（以下「特定離島港湾施設」という。）がその機能を適切に発揮するよう、特定離島港湾施設の存する港湾の一定の水域において、水域の占用又は土砂の採取など、港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある一定の行為を規制する。【第9条及び第10条】</p> <p>⑤ 規制の必要性 排他的経済水域等は、沿岸国が天然資源の探査・開発、水産資源の利用、海洋環境の保全等に関する主権的権利を行使することができる区域であり、これらの活動の場として重要なものであることから、排他的経済水域等が適切に保全され、利用できるか否かは、我が国経済活動に大きな影響を与えるものである。</p> <p>排他的経済水域等の利用及び保全に向けた取り組みを促進するにあたっては、排他的経済水域等が安定的に確保されていること、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動のための環境が整備されていることが重要になる。</p> <p>しかしながら、既存の法制度では、排他的経済水域等の基礎となる低潮線の全ての保全措置を行うこととはなっていない。さらに、遠隔に位置する離島の周辺の海域で活動する船舶が、当該離島に活動の拠点となる施設が整備されていないため、燃料の補給や機材の交換等のために遠く離れた他の離島までの移動を余儀なくされるケースも生じている。 （＝目標と現実のギャップ）</p> <p>既存の法制度による措置は、あくまでそれぞれの法目的を達成するため行われており、排他的経済水域等の保全の観点からこれらの限界を画する基礎となる低潮線の全てを対象として人為的な損壊からの保全措置を行うこととはなっていない。</p> <p>また、排他的経済水域の保全及び利用に関する活動にあたっては、物資の輸送等を支える港湾の施設の有無が重要となるが、遠隔に位置する離島については、このような活動の拠点となる施設が十分に整備されていない。 （＝原因分析）</p> <p>このような状況を踏まえ、排他的経済水域等の基礎となっている低潮線の保全及び特定離島における拠点施設を整備すること等により、政府として排他的経済水域等の保全及び利用の促進に取り組む必要がある。 （＝課題の特定）</p> <p>具体的には、排他的経済水域等の限界を画する低潮線付近の海域や特定離島に設置された港湾の施設の周辺の海域について、一定の区域を指定し、土砂の採取等の行為を規制する。 （＝規制の具体的内容）</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>法律に、低潮線保全区域及び特定離島港湾施設の周辺の水域における規制の規定を設けない。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素 a 遵守費用</p>

	<p>低潮線保全区域及び特定離島港湾施設の周辺の水域において、規制対象となる行為を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととなり、申請者の申請に係る費用負担が発生する。(国又は地方公共団体が行う場合には、国土交通大臣との協議に係る費用負担。)</p> <p>b 行政費用 所管行政庁において、低潮線保全区域及び特定離島港湾施設の周辺の水域における、規制対象となる行為の申請に対する審査などに係る費用負担が生じる。</p> <p>c その他の社会的費用 特になし。</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 特になし。</p> <p>b 行政費用 特になし。</p> <p>c その他の社会的費用 天然資源の賦存が期待されている排他的経済水域等の保全及び利用が図られず、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に支障が生じる。</p>
<p>規制の便益</p>	<p>① 当該規制案における便益の要素 天然資源の賦存が期待されている排他的経済水域等の保全及び利用が図られ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上につながる。すなわち、国連海洋法条約により沿岸国である我が国に認められた主権的権利等の行使による国益が確保される。</p> <p>② 代替案における便益の要素 低潮線保全区域及び特定離島港湾施設の周辺の水域において、規制対象となる行為を行う場合に、国土交通大臣の許可を受ける必要がなくなる。(国又は地方公共団体が行う場合には、国土交通大臣との協議。)</p>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>低潮線保全区域及び特定離島港湾施設の周辺の水域において、規制対象となる行為を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととなり、申請者の申請に係る費用などが発生するが、天然資源の賦存が期待されている排他的経済水域等の保全及び利用が図られ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上につながる。</p> <p>一方で、当該規制を実施しない場合、申請者の申請に係る費用などが発生しないが、天然資源の賦存が期待されている排他的経済水域等の保全及び利用が図られず、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に多大な支障が生じることになる。</p> <p>このため、当該規制案は、規制をしないという代替案よりも優れていると考えられる。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>国連海洋法条約により、排他的経済水域等の限界は、低潮線等からの距離でその範囲が決定される(排他的経済水域は200海里を超えない範囲)ため、その確保を図るもの。なお、その限界は、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成8年法律第74号)によって設定されている。</p>

事後評価又は事後検証の実施方法及び時期	RIA 事後検証シートによる事後検証
その他 (規制の有効性等)	排他的経済水域等の限界を画する低潮線付近の海域や特定離島に設置された港湾の施設の周辺の海域について、一定の区域を指定し、土砂の採取等の行為を規制することにより、天然資源の賦存が期待されている排他的経済水域等の保全及び利用の促進が大いに図られ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上につながる。すなわち、国連海洋法条約により沿岸国である我が国に認められた主権的権利等の行使による国益が確保される。